

◆審査報告までの経過

11月27日 調査請求書提出

市民有権者286名の連署により議長に調査請求書提出

12月27日 第1回議員倫理調査会

〈議員倫理調査会委員構成〉

会長：秋久 副会長：原

委員：黒見、津本(憲)、中島、松本、
美見、森岡、吉田

議員倫理調査会委員の決定、調査内容の
審査

1月15日 第2回議員倫理調査会

議員及び公募市民、学識経験者による
「審査会」設置が必要と判断

2月12日 第1回議員倫理審査会

〈議員倫理審査会委員構成〉

会長：秋久

副会長：江原〔学識〕

委員：赤井〔公募〕、清水〔学識〕、
黒見、津本(憲)、中島、松本、
美見、吉田

野村昌平議員、請求代表者の意見を聴取

2月25日 第2回議員倫理審査会

野村昌平議員の条例に定める行為規範に
反する行為の存否及び必要と認める措置
について協議。

議長に審査結果を報告

平成26年6月の条例施行後
初めて議員倫理審査会設置

「津山市議会議員の倫理に関する条例」により、津山市議会議員には責務及び行為規範が定められています。

この行為規範に反することが疑われる場合、市民及び議員が調査請求できる定めとなっています。野村昌平議員は、市民有権者286名の連署により調査請求を受け、議員倫理調査会の調査、議員倫理審査会の審査を受け、「議員辞職勧告」の措置が妥当との審査報告が出されました。なお、同条例施行規則には議会広報紙にて審査結果を公表する規定があり、ここで要旨をお伝えします。

議員倫理審査会報告の要旨

- 野村昌平議員の調査請求代表者に対するセクシャルハラスメントが疑われる行為に関し、議員倫理審査会にて、事実として認められることを確認した。
- 当該行為に関して、調査請求代表者は不快に感じており、裁判所の判決文においても違法性が認められていることから、条例の定める行為規範に抵触するものと判断し、必要と認める措置を協議した。
- 協議の結果、当該行為は津山市議会の名誉と品位を著しく損なうものである点を重く受けとめ、市民の信頼を回復するためにも、野村昌平議員に対して議員の辞職勧告の措置を求めることが妥当であると結論づけた。

野村昌平議員に「議員辞職勧告決議」

「津山市議会議員の倫理に関する条例に基づき審査会の報告が出されました」